

令和3年7月定例会議事録

令和3年7月6日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和3年7月6日(火)
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	風呂井 敬
教育委員	蓑 田 繼 男
教育委員	早 川 雅 子
教育委員	東別府 睦

○関係者

教育次長	稲 村 憲 幸
教育総務課長	川 越 太
学校教育課長	安 藤 晋 哉
生涯学習課長	鬼 塚 仁
教育総務課課長補佐	曾 原 学
教育総務課管理係長	中 村 あけみ

○議事日程

1 開会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議事

(1) 議案第10号 人事異動（鹿屋市職員）について

(2) 議案第11号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について

(3) 議案第12号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について

(4) 議案第13号 鹿屋市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

5 報告

(1) 鹿屋市議会 6月定例会の一般質問について

(2) 鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

(3) 令和3年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第10号	人事異動（鹿屋市職員）について	特記事項なし	原案可決
議案第11号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決
議案第12号	鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について	特記事項なし	原案可決
議案第13号	鹿屋市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	<p>昨年の今頃は、豪雨による大きな被害が発生した。今年は、被害がないまま梅雨明けを願いたい。7月に入ると中学校では、期末試験が実施され、徐々に夏休みの準備に取り掛かっている。懸案であった、修学旅行については、県内で実施の予定で計画している。県外ではなく、残念に感じる児童・生徒もいると思うが、宿泊や活動を共にすることで思い出を作ることができる。コロナ禍でも工夫して、価値ある体験活動や教育活動等の学習ができる。本日もよろしく願いたい。</p>
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
教育長	報告なく承認
4	議事
	(1) 議案第10号 人事異動（鹿屋市職員）について
教育総務課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。
蓑田委員	現在、吾平学校給食センターで勤務している調理員が全員、北部学校給食センターに異動するという事なのか。
教育次長	<p>いえ、少し違い、今回、北部学校給食センターが稼働することで、市内全ての地域がセンター化され、直営である吾平学校給食センターを除き、業務委託により学校給食が作られるようになる。</p> <p>また、自校方式と言われる、西原小学校、寿北小学校、鹿屋東中学校などには正規職員の調理員が在席しているが、今回、全て直営の吾平学校給食センターに異動することとなる。</p>
蓑田委員	9月から北部学校給食センターは、正式に稼働するという事だが、業務委託をするということではどうか。

教育次長	南部学校給食センターと同様に、調理と配送は東洋食品に業務委託が決定している。
風呂井委員	廃止される串良学校給食センターと輝北学校給食センターに在籍している職員の雇用についてはどうなるのか。
教育次長	この2つの学校給食センターは、会計年度任用職員を採用しているが、ハローワークを通じて東洋食品に転籍を依頼している。
教育長	異議がないので、議案第10号は、原案可決とする。
	(2) 議案第11号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について
	(3) 議案第12号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令について
	(4) 議案第13号 鹿屋市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
学校教育課長	議案第11号、議案第12号、議案第13号は資料に基づき一括して説明。
教育長	北部学校給食センターの設置に伴う規則改正の報告であったが、廃止される串良学校給食センターと輝北学校給食センターの記載が議案第11号にあるのはなぜか。
学校教育課長	7月1日から施行する議案であり、輝北学校給食センターと串良学校給食センターは、9月1日に廃止されるため、現段階では記載している。
風呂井委員	南部学校給食センターは6,000食を供給し、北部学校給食センターは4,000食を供給するようだが、それぞれの学校給食センターの総予算の違いについて伺いたい。
教育次長	南部学校給食センターの委託料は当初、約4億7,900万円であった。4回目の最後の更新では2度の増税の影響もあり、3年間で約5億2,200万円(約6,000食)である。北部学校給食センターは、3年間で約4億8,000万円(約4,000食)である。
風呂井委員	南部学校給食センターは、平成22年に運営を開始してから10年余り

<p>教育次長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>経過した。当時は、設置の反対が多かったが、給食センターは、食物アレルギーの対応が可能で、安心安全という事が周知された為、北部学校給食センターの設置には反対が少なかったのではないかと。</p> <p>南部学校給食センター設置の時には、民間や市民団体から反対運動があったが、現在では、各自治体の給食調理場がセンター化し、民間委託がスタンダードとなり反対はなかった。</p> <p>説明が求められることはあっても反対等はなかった。衛生面の向上や、食物アレルギーへの対応が可能である利点がある。一方、災害等で工場が止まると各学校への供給が止まるリスクはある。</p> <p>異議がないので、議案第11号、議案第12号、議案第13号は、原案可決とする。</p>
<p>5</p>	<p>報告</p>
<p>教育次長</p> <p>早川委員</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育次長</p> <p>教育長</p>	<p>(1) 鹿屋市議会 6月定例会の一般質問について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>学校現場に限らず女性用生理用品の配布について、日置市は予算化されたが、鹿屋市ではまだ予算化されていないことについて伺いたい。</p> <p>鹿屋市での予算化は進んではいない。日置市に確認したところ、市長部局の方針で、国のコロナ対策の臨時交付金を充て計画された。恒久的にどうするかがこれからの課題ということであった。鹿屋市では、学校の保健室で配布できる環境は整っており、そのことを児童生徒にも構内掲示板等で周知できるようにしている。</p> <p>学校の保健室に常備してあるが、不足分の場合は衛生用品の部類に入る為、学校予算として購入できる。予算不足が生じた場合は、配当可能である事を各学校に通知している。</p> <p>児童生徒には、保健室に常備してある事と、必要枚数を受け取れることを伝えている。しかし、保健室に受け取りに行く事を躊躇する児童生徒もいる事を考え、女子トイレの各個室に設置しておくことも考慮されたが、現在、個室は全体で1,200個程ある。全てに設置した生理用品の在庫確認や、持ち帰りを防ぐように管理するのは現実的に難しい面もあり、現状維持とする。</p>

早川委員	「学校における性的指向・性自認に係る取組について」の、性的指向等に係る相談やカミングアウトを受けている数は8名という事だが、この数で間違いないのか。
学校教育課長	小学校は2名、中学校は4名、高等学校は2名の計8名である。
教育長	少ないように感じるが、明確に把握しているのは現在8名であるが、性的指向等には個人差があり、各学校で注意して観察等している。
早川委員	「小中学生の登下校時の安全対策について」の小学生の防犯ブザー所持率は、約60%で1年生は約81%となっているが、保護者判断で購入し、所持することで良いのか。もしものことを考え、学校支給にした方が良いのではないのか。
東別府委員	新1年生は笛を支給され、中学生には反射タスキが支給される。中学生は、紛失が多く使用されない事が多い。カバンやヘルメットに反射板が付いている為、使用されない反射タスキを支給するのではなく、別な物にしてはどうか。
教育長	笛は、企業からの贈呈品である。
教育次長	防犯ブザーに関しては、学年が上がるほどに所持率が下がる。PTAからの贈呈や、各家庭で購入されており、現状小学1年生は、8割の所持率である。これまでと同様に、各家庭で準備していただく事で良いのではないかと考える。
早川委員	「特別支援教育支援員」とは、どのような人材が採用されるのか。また、具体的な仕事内容についても伺いたい。
学校教育課長	教員免許保持者のみではなく、未保持者もあり、様々な方々にお願いしている。免許の有無に制限はなく、児童生徒の教育に関わりたいという思いのある方々がほとんどである。業務については生活支援が中心で、授業中の学習サポートや、多動がある児童生徒には寄り添い支援をする。各学校と、対象の児童生徒の打ち合わせをし、個々の特性の情報交換をし、対応している。
教育長	特別支援教育支援員は、主に普通学級に在籍している児童生徒に対しての支援員である。特別支援学級の児童生徒は、教科により、在籍す

	<p>る普通学級で授業を受ける為、特別支援員教育支援員によるサポートが必要である。各学校からは、より多くの支援員を派遣してほしいと要望があるが、今年は、40名が在籍している。</p>
早川委員	<p>報酬について伺いたい。</p>
学校教育課長	<p>7.5時間で、日給6,700円である。</p>
早川委員	<p>支援員の要望者数は何人なのか。</p>
学校教育課長	<p>現在、在籍している人数の倍の80名程である。</p>
教育長	<p>各学校へ指導主事が行き、必要優先度の高い学校から配置するようにしている。</p>
蓑田委員	<p>フッ化物洗口についてはどのような状況なのか。</p>
教育長	<p>小学校から開始し、中学校までで7割～9割と、少しずつ定着しているが学校により、いく分差がある。</p>
風呂井委員	<p>新聞に鹿児島市でのいじめ件数について記載があったが、鹿屋市では何件発生し、重大までには至らなくても、どのような事案があるのか伺いたい。</p>
学校教育課長	<p>昨年度のいじめの認知件数は、小学校は289件で、中学校は177件で合計466件であった。冷やかし、からかいが多い。毎月各学校から、月例報告を受け集約している。事案によって、即座に対応している。年度末に解消するものが多いが、年度をまたぐものは、その経過を観察し継続しているものもあり、小学校は61件で、中学校は22件が要観察状態である。現在、鹿屋市では、いじめが理由で不登校の報告はない。重大事案に対応すべく、いじめの第三者委員会を設置している。</p>
早川委員	<p>要観察とは、いじめが改善しないという事なのか。</p>
学校教育課長	<p>いじめに対し、親子共に大丈夫であるか確認がとれた時点で、解決したと判断をする。それまでは追跡する為に要観察としている。</p>
教育長	<p>国からは、受けた側の視点で調査件数を挙げるように指導がある。5</p>

東別府委員	月の集計では、30件程であるがその内容は、冷やかし・からかい・悪口が最も多くなっている。
学校教育課長	「危険箇所の要望」を学校に提出するが、改善されたことがない。最近、児童が犠牲になる交通事故が発生したが、要望未改善に関してどう考えるか。
学校教育課長	鹿屋市通学路安全推進会議が、大隅地域振興局や、警察署や交通安全協会、市内関係者等が出席して行われている。その会員による通学路点検では道路の白線が消えている箇所が、他の地域に比べて多いようだが、修繕するにも予算がつかないようだ。予算的、期間的に即座に改善できない問題があるが、継続して挙げ続け改善をお願いしたい。
教育長	道路管理者に許可の必要があるため、即座に改善できない問題はある。
教育総務課長	(2) 鹿屋市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について 資料に基づき説明
学校教育課長	(3) 令和3年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について 資料に基づき説明
東別府委員	昨年度の、社会人枠の受験者の最高年齢を伺いたい。
学校教育課長	受験者の最高年齢は40歳である。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
教育長	次回の定例教育委員会は、令和3年8月5日(木)15時00分から教育長室で行う。
8	閉会

教育長	以上をもって7月定例教育委員会を閉会する。 以上
-----	---------------------------------